

令和7年12月25日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び元保険医への対応について

令和7年12月17日、関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消相当」について、これらを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり対応しましたのでお知らせします。

【内容】

1. 保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名称 医療法人社団 成城さとうクリニック
(2) 所在地 東京都世田谷区砧八丁目33番10号
(3) 開設者 医療法人社団 成城さとうクリニック 理事長 佐藤 始
(4) 指定取消相同年月日 令和7年12月26日

※ 当該保険医療機関は、令和5年1月10日付けで保険医療機関の辞退をしていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険医の登録の取消相当

- (1) 氏名 佐藤 始 (76歳)
(2) 登録取消相同年月日 令和7年12月26日

※ 当該保険医は、令和5年1月10日付けで保険医の登録を抹消していることから登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【取消相當に至った経緯】

複数の患者等から医療費通知に記載の受診日数が実際よりも多いという情報提供があり、個別指導を実施したところ、診療録の記載内容の信憑性について疑義が生じたことから個別指導を中断した。

その後患者調査を実施したところ、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、令和4年7月から令和7年1月まで計5日間の監査を実施したが、度重なる監査実施の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭しなかった事実があり、監査を拒否したものと判断した。

【取消相当の主な理由】

1. 元保険医療機関

元開設者である佐藤始は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 元保険医

元保険医である佐藤始は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。